

## 保育所申込みに関する同意書

確認項目	(確認終了後、右欄の□にチェックをお願いします)	同意欄
1	実際とは異なる内容で申込みをした場合は、調査の上内定を取消しとし、入所後に明らかになったときは保育の実施を解除（退所）します。	<input type="checkbox"/>
2	申込み後、御家庭の状況に変更があった場合（就労日数・時間が減った、妊娠により産休・育休取得予定がある等）は、必ず御連絡ください。 <u>変更後の内容が入所時と大きく異なる場合、入所の解除（退所）の措置を取ることがあります。</u>	<input type="checkbox"/>
3	申込みの理由（意思）がなくなった場合は、すぐに御連絡の上、「保育所入所申込取下書」を提出してください。	<input type="checkbox"/>
4	入所日前日までに面接・健康診断を受けられない場合や、面接・健康診断の結果によっては内定が取消しになる場合があります。	<input type="checkbox"/>
5	「就労」要件での利用の基準は、「月64時間以上就労している状態」です。この基準は申込み時だけでなく、入所中も変わりません。	<input type="checkbox"/>
6	出産前後の要件での保育の実施期間は、原則として出産前であれば出産予定月の前々月からとなり、出産後であれば出産月の翌々月までとなります。出産月から2か月を経過した後に就労を開始するなど、保育の実施基準を満たす別の要件により継続利用を希望する場合には、再申込が必要となります。	<input type="checkbox"/>
7	疾患やアレルギー等がある場合、安全な保育を実施するにあたり特別な配慮が見込まれる場合には、主治医の意見書や診断書などを提出していただくことがあります。	<input type="checkbox"/>
8	保育料を算定するための税関係書類を期限内に提出していただけない場合は、該当する年齢の最高額で保育料を決定いたします。	<input type="checkbox"/>
9	保育料は、世帯の税額により算定いたします。離婚後も子と同居している場合や、別居していても戸籍上子の親権者である場合は、父母の税額を合算の上保育料を算定いたします。また、父母の所得の状況に応じて同居している祖父母等の税額を合算し保育料を算定することがあります。	<input type="checkbox"/>
10	保育の実施及び保育料算定のため、村が保有する住民基本台帳の情報や健診結果及び課税情報を確認させていただくことがあります。	<input type="checkbox"/>
11	小規模保育施設（キララ東海ナーサリー）の利用は2歳児まで（3歳になる3月末日）です。卒園後は優先的に連携施設（けやきの杜保育所）への利用を調整しますが、小規模保育施設と連携施設では、開所時間・曜日が異なります。ご理解の上お申し込みください。	<input type="checkbox"/>
12	入所のしおりの内容について確認し、了承してからお申し込みください。	<input type="checkbox"/>

東海村長 あて 保育所等入所申込みにあたり、以上の記載事項について同意します。

(署名欄) 同意年月日 令和 年 月 日

保護者（父）氏名 \_\_\_\_\_

保護者（母）氏名 \_\_\_\_\_

児 童 氏 名 \_\_\_\_\_

